2025年03月03日更新

外商投資企業の設立登記に際して提出する必要がある文書および証明書

番号	文書および証明書の名称
1	「企業登記（届出）申請書」
2	企業定款（有限責任会社の場合、株主全員により署名する。株式有限会社の場合、発起人全員により署名する。）
3	株主、発起人の主体資格証明書または自然人の身分証明書
4	法定代表者、董事、監事およびマネジャーの就任証明書および身分証明書
5	住所（経営場所）の合法使用証明書
6	発起設立した株式会社は、株主大会会議記録を提出し、募集設立の株式有限会社は創立大会の会議記録を提出しなければならない。
7	募集設立の株式有限会社は、公開株を発行する場合、国務院証券監督管理機構より発行される批准書類を提出しなければならない。
8	法、行政法規と国務院決定規定により承認の必要がある企業、または経営範囲について承認の必要がある項目を申請する場合、事前承認証明書または許可証明書の写しを提供しなければならない。
9	審査機関の批准文書

注：

1、 「会社法」「外商投資法」「市場主体登記管理条例」に従って設立する会社の会社設立登記の申請に際して適用される。

2、 提出する登記申請文書およびその他の申請資料は A4 サイズの白色用紙を使用しなければならない。本表に基づき作成しプリントアウトした場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して署名し、手書きで記入する場合は、黒色もしくは青色インクの万年筆またはサインペンを使用して丁寧に記入し、署名しなければならない。

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

3、 現地の窓口で資料を提出する場合について、コピーを提出すると明記されていないときは原本を提出しなければならず、コピーを提出する場合は、「原本と相違ない」旨を明記した上で、申請者が署名するか、または申請者が指定する代表者もしくは共同委任する代理人が署名しなければならない。

4、 全過程電子化方式により登記・登録を申請する場合は、主体資格証明書、身分証明書、許可証書、定款、決議書等の文書について全過程電子化登記システムを通じて原本の画像（コピー）を提出するか、または登記業務システムに設定されている申請文書のフォーマットにより関連資料を作成して使用することができる。

5、 申請者は、電子化登記システムによりアップロードした自筆署名入り申請資料の写真または画像（コピー）について登記機関で審査が行われた後、保存のために紙媒体の資料を登記・登録窓口に送達する必要がある。電子化による保存が保存書類の管理上の要求を満たすことができる場合、登記機関は、申請者に対し関連する紙媒体の資料の提出を免除することができる。

6、 提出資料が署名にかかわる場合は申請書における申請者についての注釈を参照し、署名者について明記されていないときは、自然人の場合は本人が署名し、法人およびその他の組織の場合は法定代表者、責任者または署名の権限を有する者が署名し、かつ社印を押捺しなければならない。文書について代理署名にかかわる場合は、授権者が他人に署名を委託した授権委任状を提出する必要があり、授権委任状は原本でなければならず、また、授権者が直筆で署名しなければならない。

7、 提出書類、公証認証文書が外国語の場合は、その内容を正確に中国語に翻訳しなければならない。同時に、中国語の翻訳書類、外国語の原本の 2 種類の文書を提出し、「正確に翻訳された」という文字を明記する。翻訳会社は翻訳書類の上に翻訳会社の実印(翻訳専用の印)を押印するか、または営業許可証のコピー等の主体の資格証明書類のコピーを添付しなければならない。同時に翻訳者の連絡先を明記する。自然人の場合、翻訳資料に署名し、連絡先を明記し、翻訳者の相応の翻訳資格のコピーまたは身分証明書のコピーを添付する。

8、 住所利用に関する文書を提出する場合、各省、自治区、直轄市の人民政府が法律法規の規定に基づきおよびその管轄地域の管理上の実際の必要に応じて、住所、事業所の証明資料について具体的に規定し、または、下級の人民政府に授権して規定させているときは、その規定に従うものとする。

9、 登記、届出の手続きを行う際、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔認証等の方法で以下に掲げる者に対し実名確認を行うのに対して協力しなければならない。特別な理由により当事者について実名認証システムを通じて身分情報を照合することができない場合、法に基づき公証がなされた自然人の身分証明文書を提出するか、または本人が身分証明書を持参して現地で手続きを行うことが可能である。

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

10、管轄地の登記機関およびその他の政府部門がすでに身分認証情報、納税情報または電子証明書等のデータ情報を共有しており、かつオンライン照合、記録保存が可能な場合には、申請者が紙媒体の資料を別途提出する必要はない。

11、「中外合弁経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」等の法規に基づき設立された外商投資会社、非会社制外商投資企業、外商投資会社の支店、非会社制外商投資企業の支店が、2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」施行後にその組織形態、組織機構を調整していない場合において、2024 年 12 月 31 日までの移行期間内に変更、届出、抹消登記を申請するときは、引き続き「『企業登記申請文書規範』『企業登記提出資料規範』の印刷配布についての市場監督管理総局の通知」（国市監注〔2019〕2 号）における変更、届出、抹消に関する文書および資料規範の要求に従って処理する。

12、番号 2 について、定款は諸法定代表者または授権者がサインした原本を提出しなければならない。外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）の分野に該当する場合、審査部門より認可された定款を提出しなければならない。

番号 3 について、主体資格として、外国投資者の主体資格証明書または身分証明書は、所在国の主管機関の認証を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。もし、所在国が中国と外交関係を有していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の認証を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。中国と関係国との間に締結された国際条約において別段の規定がある場合は、これに限らない。外国自然人が中国に企業を設立する際、提出する身分証明書が中華人民共和国外国人永久居留身分証である場合、認証の必要はない。香港、マカオおよび台湾地域投資者の主体資格証明書または身分証明は、専門規定または協議により、現地公認機構の認証文書を提出しなければならない。なお、中国は 2023 年 3 月 8 日に「外国公文書の認証を不要とする条約」を締約し、2023 年 11 月 7 日より同条約は中国と日本の間で発効した。これにより、中国で使用予定の書類について、日本の中国大使館による認証は不要となり、日本国外務省による「公印確認・アポスティーユ」を取得すれば足りることとなった。日本国外務省のウェブサイトにおいて、「公印確認・アポスティーユ」の申請手続等の詳細が紹介されている。

13、番号 8 は外商投資企業に適用される。事前審査認可文書もしくは証明書の写しまたは許可証明は、法律、行政法規と国務院決定に基づき、経営範囲は登記前に事前認可を必要とする。

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

企業登記（届出）申請書

□　基本情報（記入必須）			
名称	(グループ親会社名称より記入する必要がある。グループ名称:　　グループ略称:　　)		
統一社会信用コード（設立登記の場合、記入の必要なし）			
住所（営業場所）	＿＿＿＿省（市/自治区）＿＿＿＿市（地域/盟/自治州）＿＿県（自治県/旗/自治旗/市/区）＿＿＿＿郷（民族郷/鎮/街道）＿＿村（路/社区）＿＿＿＿号		
電話番号		郵便番号	
□　設立　（設立登記のみ）			
法定代表者姓名		会社類型	□有限責任公司 □株式有限公司 □外資有限責任公司 □外資株式有限公司
登録資本金	＿＿＿＿万　（通貨:□人民元　□その他＿＿＿＿）		
投資総額（外資会社のみ）	＿＿＿＿万（通貨:＿＿＿＿）　相当＿＿＿＿万米ドル		
設立方式（株式会社のみ）	□　発起設立 □　募集設立	経営期限	□　長期　□＿＿＿＿年
許可書の申請・受領	□紙の許可書の申請・受領　うち、副本＿部（電子許可書システムは自動入力、紙の許可書のみ記入が必要）		
経営範囲（登録機関が公表した事業項目分類基準に基づいて経営範囲の登録を行う）	（「多証合一」事項の取扱について、申請人の市場主体は自身の情況に基づいて「『多証合一』にかかる政府部門の共有情報の項目」の関連の内容を記入しなければならない。）		

注:本申請書は内資、外資会社による設立、変更、登録に適用される。

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

□変更（変更登記のみ、今回申請と関係がある事項のみ）		
変更事項	元の登記内容	変更後登記内容

備考：変更事項には名称、住所、法定代表者（姓名）、登録資本金、会社類型、経営範囲、営業期限／経営期限、有限責任公司株主（株主の姓名または企業名称）、株式有限公司発起人の姓名または企業名称を含む。

会社名称の変更を申請する場合、名称の中に「集団または（集団）」という漢字を追加する場合、グループ名称、グループ略称（グループ略称がない場合、記入の必要がない）を記入しなければならない。

□届出（届出登記のみ）	
事項	□董事、監事、高級管理人員　□経営期間　□定款（修正案を含む） □承諾出資額　□連絡員　□外国投資者法文書送達受取者
注	高級管理人員は、マネジャー（経理）、副マネジャー（副経理）、財務責任者、上場会社の董事会秘書および定款に定めるその他の者が含まれる。

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

□指定代表者または委託代理人の証明（記入必須）

委託権限	1. 同意□、拒否□登記資料の写しを審査し、審査意見の表示。 2. 同意□、拒否□企業が用意した資料エラーの修正。 3. 同意□、拒否□関連書類の記入エラーの修正。 4. 同意□、拒否□営業許可証および関連文書の受領。				
固定電話番号		携帯電話番号		指定代表者または委託代理人署名	

（指定代表者または委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置）

□申请人サイン（記入必須）

本申請者および署名者は提出した資料文書および記入した情報が真実かつ有効であり、相応の法律責任を負うことを承諾する。

（一）記入した情報および提出した資料は真実、正確、有効、完全なものである。

（二）使用する名称は「企業名称登記管理規定」のかかる要求に従い、国家、社会公共利益または公序良俗に違反しないことおよびその他のネガティブな影響のある内容がない。名称は他人が使用している名称と類似し他人の合法的な権益を侵害する場合、法律に従って法的責任を負う。仮に使用する名称が登記機関により不適切な名称と認定された場合、自主的に登記機関に協力し是正を行う。

（三）住所（経営場所）の使用権を合法的に取得し、申請する登記住所（経営場所）の情報は実態と一致する。

（四）経営範囲が法律、行政法規、国務院の決定の規定、地方行政法規および地方規章の規定により、許可を取得する必要がある場合、関連部門の許可を取得する前に、関連経営活動を行わない。

全株主の署名または押印（有限責任公司の設立登記に限る。署名ページを別途添付することは可能）：

董事会メンバーの署名（株式有限公司の設立登記に限る。署名ページを別途添付することは可能）：

法定代表者の署名：

社印捺印

年　　月　　日

注：会社の法定代表者の変更による変更登記の申請において新任法定代表者が署名する。

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

添付１

法定代表者情報

本表は設立および法定代表者変更のみに適用される。

姓名		国籍（地域）	
職務	□董事長 □執行董事 □マネジャー	選出方式	
身分証明書類型		身分証明書番号	
固定電話番号		携帯電話番号	
住所		Ｅメールアドレス	
身分証明書の写しの貼付位置			
予定法定代表者署名 年　　月　　日			

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

添付2

董事、監事、マネジャーの情報
（法定代表者を務める董事長、執行董事、マネジャーは記入の必要なし）

姓名_____ 国籍（地域）_____ 職務_____選出方式_____

身分証明書類型_____身分証明書番号_____ _ 携帯電話番号_____

（身分証明書の写しの貼付位置）

注：1.「職務」は、董事長（執行董事）、董事、マネジャー、監事会主席、監事、副マネジャー、財務責任者、董事会秘書を指す。上場株式有限公司が独立董事を設立する場合、当該欄に明記すべきである。
2.「選出方式」は会社定款に基づいて記入すべきである。通常、董事、監事の場合、「選出」または「派遣」と記入し、マネジャーの場合、「任命」と記入する。中外合資（合作）企業は上述人員の派遣者を明記すべきである。
3. 高級管理人員は、マネジャー（経理）、副マネジャー（副経理）、財務責任者、上場会社の董事会秘書および定款に定めるその他の者が含まれる。

姓名_____ 国籍（地域）_____ 職務_____ 選出方式_____

身分証明書類型_____ 身分証明書番号_____ 携帯電話番号_____

（身分証明書の写しの貼付位置）

上記の備考を参照

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

姓 名 _____ 国 籍（ 地 域 ）_____ 職 務 _____ 選 出 方 式 _____

身 分 証 明 書 類 型 _____ 身 分 証 明 書 番 号 _____ 携 帯 電 話 番 号 _____

（身分証明書の写しの貼付位置）

上記の備考を参照

添付３

株主（発起人）、外国投資者出資状況表

単位：万（通貨：□人民元 □その他_____**）**

株主（発起人）、外国投資者の企業名称または氏名	国籍（地域）	身分証明書名称	身分証明書番号	承諾出資額	実際出資額	出資期限	出資方式

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

添付４

連絡員情報

姓名		固定電話番号	
携帯電話番号		Ｅメールアドレス	
身分証明証類型		身分証明証番号	
身分証明書の写しの貼付位置			

備考：

1. 連絡員は主に本企業と企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、かつ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、本企業の関係情報を法に基づいて公開する。連絡員は企業登記および企業情報開示に関する法規を理解すべきである。

2.「連絡員情報」に変更がない場合、改めて記入の必要はない。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

添付５

外商投資企業法律文書送付授権委託書

授権者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被授権者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

授権範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（被授権者企業名称または氏名）に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（授権者企業名称または氏名）の代理人として、中国国内で企業登記機関の法律文書の受領を授権する。本委託書は授権解除まで有効である。

被授権者	身分証明書類型		身分証明書番号	
	固定電話		携帯電話番号	
	住所			
被授権者連絡人	氏名		住所	
	身分証明書類型		身分証明書番号	
	固定電話		携帯電話番号	

授権者署名または捺印　　被授権者署名または捺印

年　　月　　日

注：

１．外資企業のみ記入。

２．「外商投資企業法律文書送達授権委託書」は外国投資者（授権者）が国内送付受領人（被授権者）と署名するもの。被授権者は外国投資者の支店、設立予定の企業またはその他の国内関連組織もしくは個人でもよい。被授権者、被授権者住所が変更された場合、新たな「外商投資企業法律文書送付授権委託書」に署名し、所属地の登記機関に届出なければならない。

３．被授権者が自然人の場合、「被授権者」の情報を記入する。被授権者が自然人ではない場合、「被授権者」および「被授権者連絡人」の情報を記入する。

国家市場監督管理総局作成 http://www.samr.gov.cn/

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.